大学での「日本国憲法」講義を始めるにあたって

＊前回は、高校までの知識の確認でした。本日から、大学での講義です。
高校までに得ておくべき基礎知識のなかった者は、前回の内容を復習してください。
今日からは、全員が初めての内容を聞くことになりますから、高校までの遅れは関係ありません。

１．講義資料は配布しますが、レジュメ(講義の要約)は配布しません。

毎回の配布物はレジュメではありません。配布資料に沿って講義するものではありません。
配布資料に書き込むことはできません。必ず、自分のノートをとってください。

２．講義を自分で聞き取ること。

板書はしませんし、スライドも項目だけです。
私が、話しを学生がそのまま書き留めることができるような形で講義することもありません。

３．書き取る際の要点は、a)講義の論点、b)関連する法、c)諸見解、です。

上記のとおり、a)、b)、c)、の形でスライドを提示することはありません。
自分で、理解するしかありません

４．「a)論点」とは、設問だと思ってください。

大学での学習を始めた者が、最もできないことです。
これまでは、他の人が問題を作成してくれていましたので。
論点とは、1)Yes/No で解答できる形式でなければなりません。
2)それがなぜ問題となるのかを説明しなければなりません。
3)最も重要で、かつ、法学部生以外ではできないのは、
具体的事例が論点ではなく、理論的な部分が論点です。
たとえば、今回の講義に即すると、携帯電話の持ち込みの可否が論点ではなく、校則の拘束性が論点です。
携帯の持ち込みを可とする主張、あるいは否とする主張をしようとした場合には、
その理由、論拠を述べなければなりません。
その理由は、本人の主観的なものでは論拠とはなりません。
たとえば、私はそう思う、とか、今時は、といったことは論拠になりません。
客観的で、かつ、すべての人が承認する内容でなければなりません。
そのためには、理論的なものであることが必要になります。

５．「b)法(Law)」とは、法律(Act)」と「判例(Precedent)」を指します。

この両者が「法源」です。したがって、b)では、法律と判例の両者を記述しなければなりません。
「判例」とは、最高裁判所の判決だと思っておいてください。

６．「c)諸見解」とは、研究者等による見解です。

みなさんの感想は「説」ではありません。研究者等の考え方をまず理解することが必要です。
判例は、権威を持ちますので「法」ですが、同時に一つの見解です。判例はb)、c)の両方に登場します
諸見解は、すべて正しい見解です。誤りの見解はありません。
正しい見解の中で、自らはどの見解を採用するのかを考えてもらうことになります。

2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第２回「Ⅰ．総論　②こどもの人権」

2018.04.19.　佐藤

はじめに

1.前回講義の要点：高校までに履修するべき知識の確認

2.本日の予定：Ⅰ．総論　①憲法とは何か　→　②こどもの人権

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①原告は、いかなる理由で、何を求めているのか。　＊「原告」、＊「出訴」

②最高裁は、憲法の自由権的基本権の性質について、どのように判断したか。　＊「最高裁」、＊「自由権」

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：携帯電話の禁止［資料：朝日新聞 2009 年 4 月 4 日付］

参考：文部科学省初等中等教育局長「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」

20 文科初第 1156 号・平成 21 年 1 月 30 日

2)最高裁判決の事例：修徳高校則事件［資料：朝日新聞 1996 年 7 月 18 日付］

２．子どもの法的地位

1)「子ども」とは誰？　児童・未成年との違いは

1.様々な法律での「子ども」

児童の権利条約、子ども子育て支援法　→　18 歳未満

学校教育法の児童　→　小学校就学、ただし児童の権利条約や児童福祉法・児童館などでは 18 歳未満

民法の未成年　→　20 歳未満、ただし婚姻適齢は別（男 18 歳女 16 歳）、皇室典範では 18 歳で成人

未成年飲酒禁止法・未成年喫煙禁止法・競馬法等　→　20 歳未満

公職選挙法　→ 20 歳未満から 18 歳未満へと引き下げ

労働法　→　小学生、中学生、18 歳未満で、それぞれ異なった規制

2.年齢の違っている理由：立法目的

e.g.民法の未成年：取り引きの安全のために独立して取引のできる年齢を定めている

そのため、未成年で結婚した場合には、独立した家族生活ができよう青年擬制

3.共通点：パターナルな保護

e.g.喫煙：子どもへの影響の大きさから子どもを保護するために年齢設定

成人した場合には、むしろ他者保護（受動喫煙）のために場所での規制にかわる

2)「大人」との違いは？

1.共通：権利の主体　　e.g.民法：私権の享有は出生に始まる（3 条）

共通：大人にもパターナルな保護　　e.g.労働法（第 12 回講義）、消費者保護法（第 9 回講義）

2.違い：法律による　　e.g.民法の上述の規定は、相続を念頭においている

３．子どもの権利条約

［資料：外務省総合外交政策局人権人道課「児童の権利に関する条約」（2007 年）］

*公定訳は「児童の権利条約」ですが、ここでの「児童」とは 18 歳未満のものを指すのに対して

学校教育法上は「児童」は小学生を指すので、誤解を避けるために「子どもの権利条約」

1)経過：世界人権宣言（1948 年）→児童の権利宣言（1959 年）→国際児童年（1979 年）→

子どもの権利条約採択（1989 年）→発効（1990 年）→日本が批准（1994 年）

2)内容：四つの一般原則

①生きる権利（病気予防・治療）、②育つ権利（教育、自分らしく育つ）

③守られる権利（虐待・障害・民族）、④参加する権利（意見表明・活動）

3)意見表明権（12 条）

４．校則と子どもの人権

1)校則

学校の様々な規則のうち学生・生徒・児童・園児に関わる規則。きまり、心得、お約束等とも表記される

規則制定に学生・生徒が関わることはなく、学校側が制定する

学校生活の細部、学校外の生活、社会通念上おかしいと思われる規定が問題となる

学生・生徒・児童のため、という説明がされることが多いが、上述の制定手続、内容、の課題に加えて

学生・生徒の主体性を認めるという姿勢でなく、パターナルに規制する姿勢となっているものが通例

2)修徳高校事件

事案概要　私立高校女子部の生徒が、普通自動車免許取得制限、パーマ禁止の校則に違反したこと等理由自主退学勧告され、それに従って退学届けを提出

請求内容　勧告が違法無効であり、主位的には卒業認定と卒業証書授与、予備的に三年生の地位確認損害賠償

3)最高裁判決の要点

1. 自由権的基本権は、国と個人との関係を規律し、私人相互間の関係に適用ないし類推適用されない
2. （明示されてない）
3. 本件校則は社会通念上不合理なものとはいえず、本件校則は有効
4. 上告人の校則違反の態様、反省の状況、平素の行状、従前の学校の指導及び措置並びに本件自主退学勧告に至る経過等を勘案すると、本件自主退学勧告に所論の違法があるとはいえない。

参考：東京学館高校事件・最高裁第三小法廷平成３年９月３日判決

4)論点

1.憲法の私人間適用　→　（第１回講義）　直接適用説・間接適用説・無適用説

2.法律規定：校則の規定内容、効力について定めた規定はない

cf. 会社の規則のうち従業員についての規則（就業規則）は、規定内容、効力についての定めがある

3.校則の拘束力：なぜ、校則に従わなければならないのか

部分社会論→部分社会に法は介入しない、自律の限度を超えると初めて介入

←批判：（重大ではないが疑問のあるという意味で）違法行為を放置することになる

在学契約論：契約上の合意

←批判：附合契約（民法改正で規制する議論がされている。約款については第９回講義）

cf.ドイツでは、学校の基本原則を定めた学則はあるが、学生・生徒・児童

4.校則の合理性：校則の拘束力があるとして、全てなのか、個人の自由・権利との衝突するのではないか

個人の権利との衝突。パターナルな保護、によって正当化されるのか（自己決定権との関係）

5.退学勧告の正当性：校則が正当だとして、退学勧告が正当か

処分の程度：校則違反の程度との均衡

なお、退学処分ではなく、自主退学勧告とすることの問題性

自主退学なので学校の処分ではない、そのため異議申し立てなどの手続も使えない、問題が

処分の手続：本人への告知・聴聞、異議申し立て、などの手続的正当性

5)子どもの権利条約と校則

最高裁は、学校の裁量を広く認める

学説は、こどもの権利を承認するべきであると主張するものが多い

［自己点検］　1)Reading Assignment に関する質問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　b)論点にかかわる法状況　c)論点についての諸見解

3)自由記述　a)講義に関する質問　b)その他

［課題提出者数］

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/21	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26
保育(71)	66														
子供(67)	65														
合計															

［次回講義への Reading Assignment］

近藤敦「外国人の公務就任権」憲法判例百選Ⅰ［第６版］(2013 年)12 頁